

静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第50号

静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例（平成29年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号） <u>第3条第5項</u> の規定に基づく静岡県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数及び協議会に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号） <u>第2条第5項</u> の規定に基づく静岡県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数及び協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。